

試 合 規 約
審 判 規 約



公益社団法人 日本空手協会

目 次

試合規約

第1章 総則

第1条	目的	1
第2条	本規約の適用	
第3条	参加者の心得	
第4条	その他	

第2章 試合の運営

第5条	試合の開催	1
第6条	監査員	
第7条	審判長	
第8条	審判員	
第9条	選手	
第10条	監督	
第11条	計時員	
第12条	記録員	
第13条	進行員	
第14条	大会公認医師	
第15条	救護員	
第16条	服装	
第17条	試合場	
第18条	試合種目	

第3章 組手試合

第19条	組手試合方法	7
第20条	団体戦	
第21条	技の判定	
第22条	組手試合の判定	
第23条	再試合及び再々試合	
第24条	反則	

- 第25条 場外
- 第26条 無防備
- 第27条 失格
- 第28条 棄権
- 第29条 負傷
- 第30条 組手試合の監査員及び審判員
- 第31条 試合時間
- 第32条 組手試合用具
- 第33条 組手試合安全具

第4章 形試合

- 第34条 形試合方法…………… 13
- 第35条 形試合の審判員
- 第36条 形試合の判定
- 第37条 減点及び反則
- 第38条 再試合及び再々試合
- 第39条 試合用具

第5章 補足

- 第40条 少年・少女および一般女子の試合…………… 16
- 第41条 熟練者の試合
- 第42条 規約の改正
- 付則

審判規約

第1章 総則

第1条	目的	18
第2条	本規約の適用	
第3条	審判員の心得	
第4条	その他	

第2章 審判の方法

第5条	組手試合の運行	18
第6条	形試合の運行	
第7条	主審の号令	
第8条	呼笛による合図（——は呼笛の長短）	
第9条	審判挙動	

第3章 組手審判

第10条	審判員の位置	23
第11条	判定基準（主審並びに副審は一票とする）	

第4章 形審判

第12条	審判員の位置	25
第13条	判定基準	

第5章 補足

第14条	少年及び女子の試合	27
------	-----------	----

付則

基本一本組手試合要項	28
自由一本組手試合要項	31
基本一本組手、自由一本組手の判定要素	33
少年・少女自由組手試合要項	34
少年・少女形試合要項	35
審判員の挙動作（ジェスチャー）	36

試 合 規 約

第1章 総則

第1条 目的

本規約は、試合の円滑かつ公正な運営を図ることを目的とする。

第2条 本規約の適用

1. 本規約中、試合とは原則として次の主催するものをいう。
 - ①世界大会・全国大会、またこれと同位する大会（総本部）
 - ②地区大会（地区本部）
 - ③都道府県大会（都道府県本部）
 - ④支部・団体大会（支部、団体）
2. 試合は、全て本規約に基づいて行なわれる。
世界各国で開催される大会も本規約に基づく。

第3条 参加者の心得

試合は、空手道精神に基づき、相手を尊重し、自己の最善を尽くし、正々堂々と為さねばならない。

第4条 その他

本規約に定めなき事項に疑義を生じた場合は審判長の決裁を経て処理するものとする。

第2章 試合の運営

第5条 試合の開催

1. 試合を開催する場合、主催者は、試合の実施要綱を参加者および関係者全員に告知して、これを行なわなければならない。
2. 試合の開催に当たっては、次の要員を適宜配置しなければならない。
 - ①計時員

- ②記録員
 - ③進行員
 - ④大会公認医師
 - ⑤救護員
3. 試合の開催に当たっては、次の要員をおこななければならない。
- ①監査員
 - ②審判長
 - ③審判員

第6条 監査員

1. 組手試合に1名の監査員をおく。
2. 監査員は、次の事項に関して所定の監査を行なう。
 - ①審判員資格の適正
 - ②選手資格の適正
 - ③規約の遵守
3. 監査員は、次の場合、審判員、計時員、記録員等に対して、適切な指導または指示を行なわなければならない。

試合続行中に中断すべきことが発生した場合は、直ちに笛を吹き措置をしなければならない。

 - ①試合運行中に規約に反することが生じた場合
 - ②監督から異議申し立てまたは質問が試合を中断すべきことと判断した場合。
4. 監査員は、反則に関することのみ審判員協議に参加できる。
5. 監査員は、監査の結果、記録に変更が生じる場合は、その内容を承認し公式記録の結果を確認しなければならない。
6. 監査員は、必要に応じて審判員や関係者に説明を求めることができる。
7. 監査員は、所定の資格を有する者の中から、その大会の審判長が任命する。

第7条 審判長

1. 審判長は、当該大会全ての試合を統括し、公正かつ円滑な試合運営を図る。
2. 審判長は、次の場合適切な指導または決定を行なわなければならない。

- ①規約に反し、または公正を欠くと認められる行為があった場合
 - ②審判員から助言を求められた場合
 - ③規約に定めなき事項に疑義を生じた場合
 - ④試合中に事故が生じた場合
3. 審判長は試合運行上必要と認めた場合、審判員と協議のうえ、試合環境域内にある者に対して、次の措置をとることができる。
- ①指導
 - ②退場
 - ③失格
4. 審判長は、失格の期間及びその範囲を、審判員と協議のうえ、これを決定し該当者あるいは該当団体代表者へ文書で通達する。
5. 審判長は、当該主催団体の指名する者がこれに当たる。必要に応じて副審判長をおくことができる。
6. 全国大会および世界大会は、原則として首席師範が、この任に当たる。

第8条 審判員

1. 審判員は、試合を運行し判定を行なう。
2. 審判員の権限は、担当する試合環境全域に及ぶことができる。
3. 試合の判定及び指示は、審判員によってのみ行なわれ、何人もその決定を覆し、あるいはこれに直接異議を申し立てることができない。但し、監査員の権限が発動される場合はこの限りではない。
4. 主審は、試合場において試合を司り、且つ勝敗を判定し宣告する。
5. 副審は、試合場で主審を補佐し、主審に判定の意思表示を行なう。
6. 審判員は、資格規約に基づいて、所定の審判員資格を有する者の中から、主催団体が委嘱する。

第9条 選手

1. 主催団体は、試合の参加資格を満たす者に対して、特に理由のない限り、その出場を拒むことができない。あるいは、その出場を強要してはならない。
2. 試合に参加する選手は、日本空手協会の会員または公認の団体の会員たることを要する。但し、非会員であっても当該大会に参加意思を示す者は、主催する実行委員会において所定の手続きの上、参加要件を満たしていることが認められた場合は、この限りではない。

第10条 監督

1. 試合において、個人戦と団体戦に監督1名が付き添うことができる。
2. 監督は、事前に主催団体に登録しなければならない。
3. 監督は、監査員を通じて異議申し立てまたは質問を行なうことができる。但し、判定については異議の申し立てはできない。
4. 監督は、試合中所定の場所で、選手に対して指示を与えることができる。但し、審判員、相手選手の注意力を乱すような行為を行ってはならない。違反者は、主審、監査の協議の上コート上で注意の上対処する。
5. 監督は、指導員資格を有する者でなければならない。

第11条 計時員

計時員は、試合時間の計測を行い、所定の要領で主審に通告する。

第12条 記録員

記録員は、試合経過と結果を記録または公示し、必要に応じて主審に通告する。

第13条 進行員

進行員は、選手役員との諸連絡や試合進行を司り、試合運行の円滑化を図る。

第14条 大会公認医師

1. 大会公認医師は、各大会役員との協議の上、選出する。
2. 大会公認医師は、審判長と協議し、試合続行が不可能と認められる場合、試合を中止させ、「棄権」させることができる。

第15条 救護員

救護員は、選手の負傷、急病に対処し、試合の安全な運行に努める。

第16条 服装

1. 選手は、装飾のない白の空手衣を着用し指定された範囲内の服装をしなければならない。
 - ①大会実行委員会で認められた識章は、上着の左胸に付けてもよい。
 - ②上着の袖丈は前腕の中程から手首までとし、外側への袖まくりをしてはならない。

内側へ折り曲げ、縫い付けたものはよい。

上着の長さは、帯締め後の状態で大腿の中程までとする。

女子は上着の下に白無地等のTシャツ等を着用すること。

ズボンの裾丈は、下肢の3分の2から踵が見えるまでとし、外側へ裾まくりをしてはならない。内側へ折り曲げは袖と同様である。

③あらかじめ配布された選手章あるいはゼッケン等を所定の位置に装着しなければならない。

④紅白試合時には、準備された赤の紐を胸部に巻き標識とする。

⑤相手に負傷を誘引または不快を与えるような身支度であってはならない。爪は短くし、頭髪は、清潔且つ自然色であり、試合の妨げにならない長さでプラスチック製、金属製の髪止めとリボン等の装飾具は使用できない。ゴムバンド及び布紐はよい。

⑥医療用矯正具としての、金属性歯列矯正具、ソフトコンタクトレンズは、如何なる負傷に対しても自己の責任の範囲で使用できる。

但し、組手試合時のメガネは使用禁止。形試合時のメガネは使用可（演武の妨げにならないように装着する）。

⑦負傷によるサポーター、包帯、テーピング等は、相手に負傷危険のない範囲で主審の許可を得て許される。

⑧石膏、木製、硬質プラスチック、金属製等硬度の高い材料の保護具、矯正具、補強具の装着を禁止する。

⑨特に定めなき場合、所定の安全具を使用しなければならない。

2. 選手は、前項の定めるもの以外、いっさい身につけてはならない。

また、服装に違反があった場合、試合出場するためには直ちに所定の服装に正さなければならない。

但し、審判長が必要と認める場合は、この限りではない。

3. 監督は、指定の監督章を所定の位置に着用しなければならない。

4. 審判員及び監査員は、(社)日本空手協会の制定する所定の服装を着用し、審判員章を所定の位置に装着しなければならない。

5. 役員及び係員の服装は、統一性を保ち場内においてははっきり識別できるものとする。

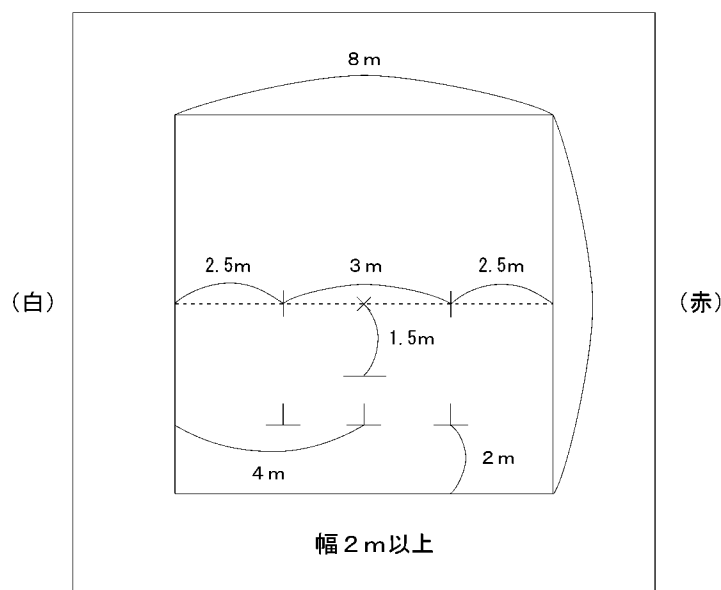
第17条 試合場

1. 試合場は、一辺が8メートルの正方形とし、幅4～5センチメートルの線の外縁をもって区画する。(試合用マットの場合は、色分けでもよい)

2. 組手試合場は、中央に3メートルの間隔で、各々1メートルの平行線を引いたものを試合開始線とする。原則として、試合場の正面に向かい、左を白線、右を赤線とする。
3. 形試合場は、紅白戦の場合は、正面に向かって中央に3メートルの間隔で、中央から後方に2メートルの位置に上の字の線を引いたものを試合開始線とする。開始線の長さは70センチメートルとし、中心より縦に35センチメートルの線を引く。点数方式は原則として、試合場中心より2メートル後方に上字の開始線を引く。
4. 危険防止のため、原則として、試合面と床との高低差は1メートル以内とし、且つ試合場の周囲に約2メートル以上の緩衝帯を施す。
5. 試合場は水平面とし、板、樹脂、畳、ウレタンマット等を使用する。
6. 正面に向かって、中央から1.5メートル後方に50センチメートルの線を引き、主審位置を表示する。

試合場略図

(正面)



第18条 試合種目

1. 試合種目は、次のとおりとし、各々個人戦と団体戦をおく。
 - ①組手試合
 - ②形試合
2. 主催団体は、その他の種目をおくことができる。

第3章 組手試合

第19条 組手試合方法

1. 組手試合は、試合場内において、所定の試合時間内、2名の選手がお互いに攻防の技を自由にかかけあい、その優劣を競うもので、次の方式をおく。
 - ①「1本勝負」は、試合時間内で1本先取りを競う。
 - ②「3本勝負」は、試合時間内で、加算方式で、2本先取りを競う。
2. 試合において、突き、蹴り、打ち等の技はよく制御され、且つ、その技は加撃できる余裕のあるものでなければならない。
 - ①加撃とは、攻撃技が制御されていなく、その結果相手に過度に衝撃を与えてしまうことである。
 - ②加撃できる余裕とは、攻撃技が目標の急所寸前で極められることである。目標の急所寸前とは技の効果が有効な距離の範囲であり、制御された技の相手への軽度の接触は許される。

第20条 団体戦

1. 団体戦の場合、出場選手は奇数とする。
2. 原則として、初戦（シードされた団体は2回戦）は、所定の員数に達しないチームは出場資格を得ない。（以後の試合で員数に達しないチームは、先鋒より順次行わなければならない。）
3. 監督あるいはチームリーダーは、トーナメント各階層の都度、登録された選手の出場順位表を事前申告しなければならない。
4. 団体戦の場合、あらかじめ申告した順位に従って個人試合を行なった結果をもって、チームの勝敗を決する。
5. 団体戦に「勝者方式」と「勝ち抜き方式」をおく。
 - ①「勝者方式」は、勝者の数によってチームの勝敗を決する。但し、勝者数が同数の場合は次の優先順位、＜第一位＞1本勝ち（反則、失格、棄権、場外反則、無防備反則を含む）、＜第二位＞合わせ1本勝ち、＜第三位＞判定勝ちの順位で、その数が多い方を勝者とする。さらに勝敗が決しない場合は、代表者決定戦を行って勝敗を決する。
 - ②代表者決定戦は、各々のチームから選出された1名が対戦し、チームの勝敗を決する。この場合、個人戦同様、本戦・再試合・再々試合（先取

り方式) で勝敗を決する。

- ③「勝ち抜き方式」は、勝者が続けて試合を行うもので、チーム全員が敗退した方が敗者となる。
- ④男女混成チームは認められない。

第21条 技の判定

1. 攻撃目標を次のとおり限定する。
 - ①「上段」は、首部及び頭部全体をいう。
 - ②「中段」は、中腹部と脇腹及び背面部をいう。
2. 技は下記の条件を基準に判定が行なわれる。
 - ①技の強さとコース
 - ②適正な間合い（少年の場合は十分な安全配慮間合い）とタイミング
 - ③正しい姿勢と残心
 - ④充実した気魄
 - ⑤目標の正確な把握
3. 「1本」とは、突き、蹴り、打ち等の技が、前項の全てを満たして極まった場合をいう。
4. 次の場合は、少々不十分でも「1本」と認められる場合がある。
 - ①出合いのとき
 - ②相手の姿勢を崩し、技が極ったとき
 - ③連続技が目標に極ったとき
 - ④相手が無防備のとき
5. 「技有り」とは、「1本」にほぼ匹敵する有効な技が極まった場合を言う。
6. 「技有り」2つで「1本」とする。
7. 「相打ち」とは、両選手同時に、且つ同程度の技が極まった場合をいい、この場合、両者の技は相殺される。

第22条 組手試合の判定

1. 試合時間内に「1本」又は「2本」の先取者がいない場合、試合終了時に各審判員判定を総合して、審判規約第11条「試合判定基準」に則して、主審がこれを決する。
2. 両選手が負傷し、あるいは他の要因で試合続行が不可能となった場合、それまでの試合の判定要因を各審判員が総合判定して、主審がこれを決する。

3. 試合の判定は、次の要因を基に判定される。

<判定要因 1 >

①技有りの有無

<判定要因 2 >

①反則注意の有無

②場外注意の有無

③無防備注意の有無

<判定要因 3 >

①戦術の優劣

②技の巧拙と強弱

③気魄、戦意、警告の有無

④試合態度の優劣

⑤積極的な攻撃の多少

4. 「技有り」を取得している選手が「注意」を宣告された場合、異なる反則で「注意」の宣告がされた場合、審判員は、試合内容を十分に観察し、全ての判定要因を基に判定しなければならない。

第23条 再試合及び再々試合

1. 引き分けの場合、再試合を行なう。それでも勝敗が決しない場合は、再々試合を行なう。但し、再々試合において、審判長は、「先取り方式」を命じることができる。

「先取り方式」とは、先に「技有り」以上を取得した者を勝者とする。但し、当該大会実行委員会において決められた試合方式を優先する。

2. 再々試合あるいは「先取り方式」において判定となった場合、審判員は勝者を決定しなければならない。

3. 世界大会・全国大会の一般男子個人組手決勝戦のみ優劣が決するまで試合を行なう。

第24条 反則

1. 試合では次の事項を禁止する。

①技が制御されずその結果、相手を負傷させる攻撃技の行為及び加撃をすること。

技が突き抜ける、あるいは振り回すような攻撃行為もこの範囲に入る。

- ②危険な投げ技を行なうこと
頭部、背部から落下する受身のできない投げの行為もこの範囲に入る。
 - ③時間を空費しあるいは積極性に欠け相手に技をかけさせない行為をすること
相手に抱きついたり、負傷を装う行為や誇張する行為もこの範囲に入る。
 - ④挑発的な言動や相手を揶揄する言動をすること、また、審判の指示に従わない行為をすること
 - ⑤「やめ」または「場外」の宣告があった後、故意に技をかけること
 - ⑥頭突きによる攻撃行為をしたとき
 - ⑦眼に対し貫手等使用部位が指先による攻撃行為をしたとき
 - ⑧危険な関節技や金的に対する攻撃行為をしたとき
2. 前項の一つに該当する禁止事項を犯した場合、次の判定がなされる。
- ①明らかに禁止事項を犯したが、その程度が軽微であり、相手にも損傷のない場合、「警告」を宣告する。2回目は「反則注意」または「反則」となり、「反則」の場合は、相手選手の勝利が宣告される。
 - ②禁止事項の行為が重大または悪質であり、あるいは相手選手に相当の損傷が見られる場合は、段階を踏まず一回目であっても「反則注意」あるいは「反則」が宣告される。
3. 当該大会で、団体戦及び個人戦で2度反則負けを宣告された者は、以後の組手試合に出場はできない。形試合には出場できる。
反則者には1回に1本の赤テープを上腕袖部に巻くことが義務付けられる。
4. 主審が反則を宣告した時、記録係は指定の記録用紙に記録し、審判長に提出する。

第25条 場外

選手の身体の一部が試合場の外に接触した場合、「場外警告」が宣告され、2回目で「場外注意」、3回目で「場外反則」となり、相手選手の勝利が宣告される。

また、技の取得直後に両者が場外に出た場合は、技の取得が優先される。

第26条 無防備

1. 次の場合、「無防備警告」、「無防備注意」または「無防備反則」が宣告される。
 - ①相手の技が当たった場合でも、明らかに当てられた選手自身の無防備状態に帰するものであると認められる場合、双方に「無防備」と「反則」の警告、注意、反則が宣告される。
 - ②相手選手の技が当たらない場合でも、主審が危険であると判断した場合「無防備警告」「無防備注意」または「無防備反則」となり、「無防備反則」の場合は、相手選手の勝利が宣告される。

第27条 失格

失格は、試合場にいる全ての関係者に対し、いかなる段階も踏まず、宣告することができる。

1. 次の場合、審判長と当該審判員で協議の結果「失格」が宣告され、相手選手の勝利が宣告される。
 - ①主審の指示に従わないとき
 - ②空手道精神に反する言動があったとき
 - ③試合続行が好ましくないと認められるとき
 - ④「失格」を宣告された選手は、それ以後当該大会の組手、形試合には出場できない。
 - ⑤主審は、選手に失格を宣告した後、失格の協議決定内容を記録係に通告する。記録係は、その記録を指定の記録用紙に記録し、審判長に提出する。
 - ⑥団体戦において、チームの責任に帰すべき「失格」に相当する重大な違反行為が認められた場合も、同様の措置がされる。
2. 形試合にも適用する。

第28条 棄権

1. 試合集合時の呼び出しに不在の場合、選手側自ら不出場あるいは試合続行の中止を申告した場合、主審は当該選手あるいは団体に対し棄権の宣告をする。
2. 試合を棄権した場合、相手選手または団体の勝利が宣告される。
3. 出場条件を満たしているにも関わらず故意に棄権した場合、以後の当該大会全ての種目に出場できない。
4. 形試合にも適用する。

第29条 負傷

1. 試合中に選手が負傷した場合、主審は医師の意見を聞き、医師の判断と手当ての措置が済むまで試合を中断させる。その結果、試合続行が不可能と認められる場合は、審判員の協議により「棄権」とし、反則以外の場合は、相手の勝利が宣告される。
選手双方がともに負傷し、試合続行不可能になった場合、試合を終了させ、判定を行なう。
2. 反則での負傷の場合の「棄権」宣告は、反則者への「反則」負けを同時に意味する。
反則者が、既に「技有り」の優位性を持っていても、この「棄権」判定によりその権利を失う。
3. 大会公認医師は、審判長と協議し、試合続行が不可能と認められる場合、試合を中止させ、「棄権」させることができる。以後の組手試合は出場できないが、形試合には医師の許可を得て出場できる。

第30条 組手試合の監査員及び審判員

1. 組手試合に、次の監査員及び審判員を置く。
 - ①監査 1名
 - ②主審 1名
 - ③副審 4名

第31条 試合時間

1. 試合時間は、全ての種目で原則2分間とし、世界大会・全国大会の一般男子個人組手決勝は5分間とする。但し、当該大会実行委員会において決められた時間を優先する。
2. 試合時間は、主審の「始め」または「続けて始め」の号令の合図から、次の「やめ」または「場外」の号令の合図までの間とし、試合が中断している時間は、これに含まない。

第32条 組手試合用具

1. 呼笛 監査員及び審判員が各々1個ずつ所持する。
2. 標識旗 副審が各々紅白旗一対ずつ所持する。
3. ストップウォッチ
4. 鐘

- 5. 点数表示板 技の取得 反則 を掲示する赤 白 一對の表示板
- 6. 記録用紙 (監査用を含む)
- 7. 赤の紐 選手の紅白の識別に使用する。
長さ及び幅は適宜とするが試合の妨げにならないものであること。
- 8. 赤 白のラインテープ 試合場の作製
- 9. 反則用赤テープ

第33条 組手試合安全具

- 1. 拳サポーター
- 2. マウスピース (透明)
- 3. 胴当 (ボディプロテクター)
それぞれの着用に際しては (社) 日本空手協会公認のものとし、各大会試合要項に従う。

第4章 形試合

第34条 形試合方法

- 1. 形試合は、試合場で形の演武を行ない、審判員が優劣を判定し、勝敗を決するもので、次の方式がある
 - ①「紅白方式」は、紅白2名の選手が同時に同一の形を行ない、優劣を競う。
 - ②「紅白方式」は、主審が形を当該試合要項に沿って無作為に選び選手に告げる。
選手は、形名をはっきりと復唱する。主審は、その復唱された形名を確認の上で試合を開始する。
 - ③「点数方式」は、当該試合要項に沿って選手が行なった形を審判員が採点し、得点合計の高い順により成績順位を決する。
 - ④団体戦は、3名の選手が正面に向かい、正三角形あるいは逆三角形の配置で同一の形を演武し、「点数方式」で優劣を競う。
 - ⑤団体戦は、登録された選手の範囲内で、予選、決勝戦を問わず補欠選手と交替することができる。

2. 形は、師範会の制定するものを基準とし、次の中から選択する。
平安初段、平安二段、平安三段、平安四段、平安五段、鉄騎初段、鉄騎二段、鉄騎三段、抜塞大、観空大、燕飛、慈恩、十手、半月、岩鶴、抜塞小、観空小、珍手、雲手、明鏡、王冠、壮鎮、二十四歩、五十四歩大、五十四歩小。
3. 形試合に次の種類を置く。
 - ①「指定形」の紅白方式は、平安初段、平安二段、平安三段、平安四段、平安五段、鉄騎初段の中から、主審がいずれか一つを選択して行なうもの。
 - ②「選定形」の紅白方式は、抜塞大、観空大、燕飛、慈恩の中から、主審がいずれか一つを選択して行なうもの。
 - ③「選定形」の点数方式は、抜塞大、観空大、燕飛、慈恩の中から、選手がいずれか一つを選択して行なうもの。
 - ④「得意形」の点数方式は、指定形を除く所定の形の中から、選手が自由に選択して行なうもの。

第35条 形試合の審判員

1. 形試合に次の審判員をおく

- ①主審 1名
- ②副審 紅白方式 4名
点数方式 6名または4名

第36条 形試合の判定

1. 試合の判定基準は次のとおりとする。

- ①形の順序が正しいか否か。
- ②三要諦（力の強弱・体の伸縮・技の緩急）が行なわれているか否か。
- ③基本技に威力があり、且つ正確に行われているか否か。（姿勢・バランス・立ち方・コース）
- ④演武開始位置へ正しく戻ったか否か。
- ⑤全体が良くまとまり、且つ形の特徴を生かしているか否か。
- ⑥態度の良否。（礼儀・気魄・着眼・残心）
- ⑦使用部位のつくりかたが正確であるか否か。
- ⑧誇張動作や作為的な緩急がなかったか否か。
- ⑨団体戦の場合、演武が統率され揃っているか否か。

2. 点数方式の場合、10点を満点とし当該大会審判長が基準点を定める。主審を含む各審判員によって表示された判定点は、そのうち最高点及び最低点を除き、残る判定点を合計して、選手の得点数とする。

第37条 減点及び反則

1. 次の場合は、減点となる。
 - ①形の順序あるいは技を一瞬間違えたが修正しスムーズに続行したものの。
 - ②形の演武を一瞬たじろいで続行したものの。
 - ③形の順序あるいは技を間違えそのまま続行したものの。
 - ④形の演武中に著しく息吹（声）あるいは空手衣を意図的に叩く音を出しているもの。
 - ⑤演武開始線への戻り位置は、一足長までのずれは許容範囲とするが、それ以上ずれているものは0.1～0.3以内の減点材料とする。
 - ⑥団体戦の場合、試合場入場から退場まで、形名の申告及び用意、始め、直れの発声以外に、発声あるいは動作での明らかな協調性を補助する行為があるものは減点材料となる。
2. 次の場合は、反則となる。
 - ①形の演武を中断した場合
 - ②申告の形と別の形を演武した場合

第38条 再試合及び再々試合

1. 「紅白方式」で引き分けの場合、主審が選択する他の形により再試合を行なう。この場合、審判員は勝者を決定しなければならない。
2. 「点数方式」で同点の場合、再び同じ形で再試合を行なう。さらに同点の場合には最底点を加え順位をつける。さらに同点の場合には、最高点を加え順位をつける。
それでも同点の場合には、別の形で再々試合をし採点する。この場合、審判員は、優劣順位をつけた採点をつけなければならない。

第39条 試合用具

1. 呼笛 審判員が各々1個ずつ所持する。
2. 標識旗 審判員が各々紅白旗一対を所持する。
3. 点数板 審判員が各々一式を所持する。

4. 記録用紙
5. 指定形カード 選定形カード 主審が一式所持する。
6. 赤の紐 選手の紅白の識別に使用する。
長さ及び幅は適宜とするが試合の妨げにならないものであること。
7. 赤 白のラインテープ 試合場の作製

第5章 補足

第40条 少年・少女の試合

1. 少年・少女の区分けは、小学生・中学生までの男子・女子をいう。
但し、当該大会実行委員会で決められた参加資格を優先する。
2. 一般女子の区分けは、原則高校生以上の女子を言う。但し、当該大会実行委員会で決められた参加資格を優先する。
3. 少年・少女および一般女子の試合に関しては、別途定める要項および当該試合要項に順じる。
 - ①基本一本組手試合要項
 - ②自由一本組手試合要項
 - ③自由組手試合要項
小学3年生から男子・女子とも、自由組手試合とする。
少年・少女の試合方法は本試合規約に順じるが、第19条、第21条については少年・少女への適用を区分けした規定が定められており、この運用を審判員は十分に配慮し安全に努めなくてはならない。
 - ④形試合要項

第41条 熟練者の試合

熟練者の試合は、本試合規約に準じるが、当該試合要項を優先させる。

第42条 規約の改正

本規約の改正は師範会において、3分の2以上の議決を要する。

付則

1. 平成8年5月11日改正
2. 平成16年4月17日改正
3. 平成17年4月16日改正
4. 平成21年9月30日改正
5. 平成23年9月17日改正
6. 平成26年4月1日改正
7. 平成30年4月1日改正

審判規約

第1章 総則

第1条 目的

1. 本規約は、審判の統一基準を設け、公正かつ円滑な審判を行なうことを目的とする。
2. 本規約による外は、試合規約を適用するものとする。

第2条 本規約の適用

(社)日本空手協会における公式試合の審判は、全て本規約に基づいて行われる。

第3条 審判員の心得

1. 審判員は中立公正でなくてはならない。
2. 審判員は、規約を遵守し、独立してその職務を行わなければならない。
3. 審判員は、常に威儀を正し、堂々たる態度を保たなければならない。
4. 審判員は、正確且つ迅速に判定を下さなければならない。

第4条 その他

本規約に定めなき事項に疑義を生じた場合は、審判長の決裁を経て処理するものとする。

第2章 審判の方法

第5条 組手試合の運行

1. 主審は、試合開始時「整列」「正面に礼」「お互いに礼」といい、選手に礼を促す。
2. 選手は、主審の促しにより開始線に進み自ら相手に対し礼を行なう。
3. 主審は、試合終了時「お互いに礼」「正面に礼」といい、選手に礼を促す。

4. 主審は次の場合、直ちに「やめ」または「場外」の宣告を行い、試合を中断、あるいは終了させなければならない。主審自らの、「やめ」の宣告は、副審に意思表示の確認をする場合、あるいは選手に判定の宣告や指示をするためであり、不要な「やめ」を宣告してはならない。
 - ①「技有り」または「1本」に相当する技が認められるとき
 - ②選手の服装を直させるとき、またはその他の指示を与えるとき
 - ③選手に反則行為が認められるとき
 - ④選手の負傷やその他の事故などが発生したとき
 - ⑤監査員から試合中断の指示があったとき
 - ⑥副審からの意思表示があり、必要と認められるとき
 - ⑦試合の状況が危険と見なされるとき
 - ⑧選手同士がもつれて技が出ないと判断したとき
 - ⑨選手の身体の一部が場外に接触したとき
 - ⑩試合時間終了の通告または鐘が鳴ったとき
 - ⑪試合時間は、主審の「始め」または「続けて始め」の号令の合図から、次の「やめ」または「場外」の号令の合図までの間とし、試合が中断している時間は、これに含まない。但し、試合終了は、計時員の合図を優先する。
 - ⑫主審の宣告に基づき、記録員は所定の記録用紙に所定の様式で、判定結果を正確に記録しなければならない。
5. 副審は試合中、前項に該当する場合、呼笛と標識旗により、すばやく主審に意思表示を行なわなければならない。
6. 主審は、必要に応じて、副審を招集し、協議しあるいは指示をすることができる。

この場合、監査員の前でこれを行なうものとする。審判員の意見が分かれた場合は、主審、副審の多数決を基準にし、主審がこれを決する。但し、主審はジェスチャーを以って副審との意思表示確認をとることが原則であり、協議を安易にしてはならない。
7. 主審の「続けて始め」の宣告により、直ちに試合を再開する。
8. 選手は、試合中主審が発見できないような事故、負傷、発病がある場合、主審に「タイム」（試合の中断）を要求することができる。但し、主審の「やめ」の宣告がないかぎり、試合続行中とみなす。
9. 主審による「判定」の号令または呼笛の合図で、各副審は標識旗により自己の判定結果を表示する。

10. 主審は、副審の判定結果を総合して、審判規約第11条「判定基準」に則して、勝者を宣告する。
11. 計時員は、所定の位置で、ストップウォッチにより、試合時間を計測し、試合時間終了の30秒前および試合終了時に鐘によりこれを審判員に通告しなければならない。計時員の終了合図を試合の終了とする。鐘による合図は次のとおりとする。
 - ①試合終了30秒前を予告する時は、1点鐘
 - ②試合時間終了時は、2点鐘
12. 記録員は、所定の記録用紙に、所定の様式で、主審の宣告に基づき、判定結果を正確に記録しなければならない。

第6条 形試合の運行

1. 主審は、試合開始時「整列」「正面に礼」「お互いに礼」といい、選手に礼を促す。
2. 主審は、試合終了時「お互いに礼」「正面に礼」といい、選手に礼を促す。
3. 「紅白方式」の場合、選手は試合場内に入る前に一旦正面に対し礼を行い、開始線位置に立った後、お互いに礼をし正面に向きなおす。主審が、指定形カードあるいは選定形カードの中より無作為に抽出した形名を選手に通告し、赤の選手、白の選手の順に復唱する。主審は選手の復唱を確認後、一旦間をおき「用意、始め」と宣告または呼笛の合図で、選手は直ちに形演武を開始する。
4. 「点数方式」の場合、選手は試合場内に入る前に一旦正面に対し礼を行い、選定形あるいは得意形のどちらの場合も、これを行なう選手は任意の位置に立ち、自己の行なわんとする形名を大きな声で申告し、主審がそれを復唱した後、選手自身で形演武を開始する。団体戦の場合は、選手の内1名が形名を大きな声で申告する。記録員は、選手が宣告した形名を所定の記録用紙に記載しなければならない。
5. 「紅白方式」の場合、選手は形演武が終了後、主審の「直れ」の合図で、開始前の位置および姿勢に戻り、主審から判定あるいは得点の宣告を受ける。主審の判定後お互いに礼をし、試合場から出た位置で正面に向き直し礼をする。「点数方式」の場合、主審の得点宣告後正面に浅く礼をし、試合場から

出た位置で正面に向き直し礼をする。団体戦も同様である。

6. 主審は、次の場合、副審を集合させ、協議または指示を行なうことができる。協議において審判員の意見が分かれた場合は、主審、副審による多数決を基準に、主審がこれを決する。
 - ①選手の形演武に反則行為あるいは間違いの疑義を生じたとき
 - ②選手の負傷やその他の事故が発生したとき
 - ③採点に関しての疑義を生じたとき
 - ④副審からの意思表示があり、必要と認めたとき
7. 副審は、前項の一つを見いだした場合、呼笛により主審に意思表示しなければならない。
8. 「紅白方式」による判定の場合、主審の「判定」の号令または呼笛の合図で、各審判員は標識旗により判定結果を表示するものとする。
9. 「点数方式」による判定の場合は、主審の呼笛の合図により、各副審は直ちに点数板を高く揚げ、判定点を表示するものとする。

記録員のうち1名は、審判員の表示した判定点を、主審から時計回りに大きな声で読み上げ、複数員でこれを所定の記録用紙に記載し所定方法で算出された当該選手の得点数を大きな声で主審に通告し、主審はこれを選手に向かって復唱しなければならない。

第7条 主審の号令

1. 主審は、次の基本用語の号令により試合を運行させねばならない。
 - ①選手 選手を呼ぶとき、集合あるいは整列させるとき
 - ②整列 試合開始あるいは終了のとき
 - ③正面に礼 選手に礼を促すとき
両腕（または片手）を伸ばし掌を前に向ける。
 - ④お互いに礼 選手に礼を促すとき
 - ⑤勝負1本（3本） 組手試合開始を宣告するとき
 - ⑥用意、始め 形紅白試合開始を宣告するとき
 - ⑦直れ 形紅白試合終了を宣告するとき
 - ⑧やめ 試合を中断させるときあるいは終了させるとき
技を取る場合は、その選手側の腕を伸ばし示す。
中央に手刀の腕を振り下ろした後、横に伸ばしてもよい。
 - ⑨元の位置 選手を試合開始線に戻すとき

⑩続けて始め	試合を再開するとき
⑪続けて	選手が自ら試合を中断したとき
⑫あと暫く	残り試合時間30秒を宣告するとき
⑫赤（白）	赤（白）の選手に技または反則の宣告あるいは指示をだすとき
⑬上段	攻撃部位を示すとき
⑭中段	攻撃部位を示すとき
⑮突き	技の種類を示すとき
⑯蹴り	技の種類を示すとき
⑰打ち	技の種類を示すとき
⑱技有り	技有りを宣告するとき
⑲1本	1本を宣告するとき
⑳合わせて1本	技有り2回で、1本を宣告するとき
㉑とりません	技の無効を宣告するとき
㉒早い	どちらかの技が早いか宣告するとき
㉓相打ち	相打ちを宣告するとき
㉔間合い	間合い不適合により技の無効を宣告するとき
㉕受けています	相手の受けにより技の無効を宣告するとき
㉖抜けています	目標を外れたため技の無効を宣告するとき
㉗弱い	威力が弱いため技の無効を宣告するとき
㉘警告	警告を宣告するとき
㉙注意	注意を宣告するとき
㉚反則	反則を宣告するとき
㉛無防備	無防備による反則を宣告するとき
㉜場外	場外による反則を宣告するとき
㉝判定	副審に試合判定の表示を促すとき
㉞赤（白）の勝ち	試合結果を宣告するとき
㉟引き分け	引き分けを宣告するとき
㊱再試合	再試合を宣告するとき
㊲再々試合	再々試合を宣告するとき
㊳先取り	先取り方式を宣告するとき
㊴勝負始め	先取り方式の試合を開始するとき
㊵集合	副審を集合させるとき
㊶棄権	棄権を宣告するとき

⑫失格 失格を宣告するとき

2. 主審の宣告あるいは指示は、対象となる選手に主審挙動を示す前段階あるいは同時に次の用語順位によって行なわなければならない。

①赤（白）→攻撃部位→技の種類→技有り（1本）

②赤（白）→反則の種類→反則の重さ

但し、反則については「警告」のみの宣告がある。

③赤（白）→棄権（失格）

3. 連続技の場合、前項2に沿って「連続技技有り」または「連続技1本」を宣告する。

第8条 呼笛による合図（——は呼笛の長短）

1. 主審が呼笛を使用する場合、次の要領で行う。

①「—— —」 「始め」を号令によらないで宣告するとき

②「— —」 「やめ」を号令によらないで宣告するとき

③「— — —」 副審集合を号令によらないで宣告するとき

④「—— —」 主審が、副審に試合の判定を促すとき

⑤「—」 副審の標識旗または点数板の表示を解除するとき

2. 監査員が呼笛を使用する場合、次の要領で行なう。

①「— — — — —」 試合を中断させるとき

3. 副審が呼笛を使用する場合、次の要領で行なう。

①「——」 「1本」と認められる技があったとき

②「—」 「技有り」と認められる技があったとき

③「— — — — —」 主審に意思表示すべき事項のあるとき

第9条 審判挙動

審判員は、意思表示または宣告を行なう場合、所定の挙動により、これを行なわなければならない。（挙動図を参照）

第3章 組手審判

第10条 審判員の位置

1. 主審は試合中、原則として両選手間を一辺とする三角形の頂点に立って、選手に対応して動く。

2. 副審は、呼笛を口にくわえた状態で、両手に紅白の標識旗を各々1本持ち、次図のように配置する。

※注意

紅白方式の整列方式は、上図の通りである。赤は主審の右側とし、白は左側とする。礼の後各自矢印の要領で審判席につき、戻る場合も同様である。主審は、△の位置で試合を開始し、選手の動きに応じて移動する。監査員は、正面に向かって監査席に座り、監査を行う。

第11条 判定基準（主審並びに副審は一票とする）

主審が副審の表示により判定を行う場合、原則として次の判定表に準じるものとする。但し、これは形審判にも適用される。

	副審の表示	主審の判定
1	○ ○ ○ ○	「白の勝ち」
2	○ ○ ○ ●	
3	○ ○ ○ X	
4	○ ○ X ●	「白の勝ち」又は「引き分け」
5	● ● ● ●	「赤の勝ち」
6	● ● ● ○	
7	● ● ● X	
8	● ● X ○	「赤の勝ち」又は「引き分け」
9	X X X X	「引き分け」
10	○ X X ●	
11	○ X X X	
12	X X X ●	
13	○ ○ ● ●	「引き分け」又は「赤の勝ち」或は「白の勝ち」
14	○ ○ X X	「白の勝ち」又は「引き分け」
15	X X ● ●	「赤の勝ち」又は「引き分け」

（表中 ○は白勝ち ●は赤勝ち Xは引き分け）

